平成２７年（フ）第１１６５号
東京都台東区日本堤１－２－６　つつみ本店
債務者　星　　典男
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１６８号
東京都練馬区石神井台８丁目17―20―201
債務者　附木　勝三
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１６９号
東京都世田谷区瀬田５丁目25―14―103
債務者　菅野　晴記
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１７６号
千葉県千葉市美浜区高洲２丁目３―10―210
債務者　近藤　智則
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１７８号
東京都荒川区東日暮里４丁目29―３　２Ｆ
債務者　五十嵐賢吾
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１７９号
東京都台東区北上野１丁目８－５　ビリーフ上野10Ｆ
債務者　島村　京子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１８１号
東京都江戸川区本一色１丁目12―１―816
債務者　大内　鉄平
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１９１号
東京都豊島区池袋本町２丁目20―12―101
債務者　三野　　稔
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１９８号
東京都足立区島根４丁目27―10―303
債務者　横山　純也
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１９９号
東京都江戸川区春江町５丁目９－１―503
債務者　淡野　智義
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２００号
東京都新宿区愛住町20―1003
債務者　荒井ちかの
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２０４号
東京都福生市大字熊川749―３―103
債務者　丸山　欽三
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２０５号
千葉県習志野市実籾１丁目７―13―202
債務者　丸山　近夫
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２０６号
東京都江戸川区中葛西４丁目１―13―101
第２ハイツやすらぎ
債務者　笠原　理惠（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２０９号
埼玉県朝霞市三原２丁目19―38―105
債務者　佐藤　　亮（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２１０号
東京都中央区勝どき４丁目10―11―603
債務者　坂根　寿枝
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部